命を大切にする心を育む笑顔の未来へのメッセージ発信事業

啓発用掲示物作成業務仕様書

１　目的

　　この仕様書は、青森県環境生活部青少年・男女共同参画課（以下「発注者」という。）が委託する「命を大切にする心を育む笑顔の未来へのメッセージ発信事業啓発用掲示物作成業務」に必要な事項を定めることを目的とする。

２　概要

（１）委託業務名

　　　命を大切にする心を育む笑顔の未来へのメッセージ発信事業啓発用掲示物作成業務

（２）業務の目的

標記事業の入賞作品を掲載したカレンダーを作成するものである。

（３）委託期間

契約締結の日から令和６年２月28日（水）まで

３　委託業務内容

（１）2024年度カレンダーの作成

　　①仕様及び部数、校正回数

　　　見開きＢ３判（仕上がりＢ４判）マットコート110Kg　両面４色　16ページ

　　　中綴じ　穴あけ１箇所　9,000部

　　　校正　３回

　　②納入期限及び納入場所

　　　別途指定する部数ごとに梱包し、発注者納入分と発送分に仕分けし、発送分については、別途指定する場所に納入すること。

　　③掲載内容

　　　・カレンダー（令和６年４月～令和７年３月）

　　　・入賞作品

図画部門：最優秀賞１点、優秀賞１点、入選５点。(小学校のみ)計７点。

メッセージ部門：最優秀賞１点、優秀賞１点、入選４点。

(小学校の部・高等学校の部)

最優秀賞１点、優秀賞１点、入選３点。

(中学生の部)　　　　　　　　　　　　　　　　　計17点。

　　　・毎月第３日曜日が「家庭の日」であることを記載、明示すること。

（２）成果品の電子データの作成

　　①仕様

　　　・無圧縮のPDFファイルとする。

　　②納入期限及び納入場所

　　　・CD-Rに保存の上、啓発用掲示物とともに、発注者へ納入すること。

４　著作権について

（１）成果品に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。ただし本契約締結日現在、受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ）は、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受注者から発注者に譲渡され、発注者に帰属する。受注者は、発注者が求める場合には、著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

（２）本契約締結日現在受注者、発注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が納入物に含まれている場合であっても、発注者は、納入物の利用のため、本契約期間中及び契約終了後において、納入物全体を発注者の著作物として使用し、改変し、また第三者に使用・改変させることができる。ただし、未承諾リストその他の書面で受注者から発注者に別段の通知がなされたもの（又は通知の対象となった特定部分）についてはこの限りではない。

（３）受注者は、納入物（本契約については、委託業務により新規に作成されたキャラクター等自体を含む。）に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（４）受注者は、知的財産権の帰属等に関する本契約及び仕様書の約定を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備するとともに、再委託先がある場合には再委託先にも整備させるよう努力するものとする。

５　その他

業務の詳細については、発注者と協議のうえ十分な調整を図り、実施に当たり仕様

書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者及び関係者と協議する

ものとする。